

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります!

平成20年3月末で、75歳以上の高齢者（後期高齢者といいます）を対象とした現在の老人保健制度は廃止され、同年4月から新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

したがって、75歳以上の方は、平成20年4月から現在ご加入の国民健康保険・被用者保険等から「後期高齢者医療制度」に移行することになります。

◆制度のポイント

- 75歳以上の方（一定以上の障害がある方は65歳以上）が対象となります。
- 医療費の負担割合は、現在の老人医療制度と同様に、一般の方は1割、現役並所得者は3割です。
- 保険料は原則として秋田県内均一とし、介護保険の保険料と同様に年金から徴収します。
- 制度の運営は、県内すべての市町村が加入する「秋田県後期高齢者医療広域連合」が行います。
- 窓口業務・保険料の徴収は町が行います。

制度についてもっと詳しく知りたい方は、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.akita-kouiki.jp>) または町民生活課健康福祉係までどうぞ。



【お問い合わせ先】

藤里町役場町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線135）

厚生労働省労働関係団体助成金 説明会・相談会の開催について

秋田労働局、秋田県、厚生労働省関係団体は、今年度より新設された助成金制度をはじめ、県内の厚生労働省関係団体を取り扱う助成金の説明会・相談会を県内6箇所で開催いたします。

企業の実務担当者、経営者、コンサルタントの方などのご参加をお待ちしております。

◎能代会場（定員40名）

【日時】 7月31日（火）

説明会 13:15～16:00

相談会 14:00～16:30

【会場】 能代商工会議所（能代市元町11-7）

※説明会では参加各機関の担当者から、助成金の概要及び活用法についてわかりやすく解説します。

※相談会では参加各機関ごとに相談コーナーを設け、個別相談に応じます。

【申込み・問い合わせ先】

雇用・能力開発機構秋田センター

業務課雇用管理係 ☎018-873-8035

雇用保険制度が 19年10月から大きく変わります

◆基本手当の受給資格要件の変更

【旧】被保険者期間が6ヶ月以上（各月14日以上）

【新】 “ 12ヶ月以上（各月11日以上）

ただし、倒産・解雇等により離職された方は6ヶ月以上（各月11日以上）

◆特例一時金の給付額の変更

【旧】50日分 ⇒ 【新】40日分

◆育児休業給付の給付率の変更

【旧】40% ⇒ 【新】50%

◆教育訓練給付の要件等変更

被保険者期間3年以上 20%（上限10万円）に一本化。また、初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能。

【お問い合わせ先】

秋田労働局職業安定課

☎018-883-0007

またはお近くのハローワーク